

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

土地を贈与するとどれくらい税金がかかるの？

Q：路線価が発表され、私の所有している宅地の路線価もずいぶん下がっています。そこで息子に土地を贈与したいのですが、どのくらい税金がかかるものなのでしょうか。

A：贈与税は以下のように計算します。
(贈与税の課税価格－基礎控除) × 税率

【贈与税の課税価格】

宅地の評価は、地域により倍率方式と路線価方式に分かれます。

倍率方式は、固定資産税評価額に決められた倍率を乗じて計算します。

路線価方式は、1㎡当りの評価に地積を乗じて計算します。

奥行や間口の長さにより補正率が決められていて、1㎡当りの評価を調整します。

また、1つの宅地が2以上の路線に面している場合や複雑な地形の場合などにも調整が必要です。

【基礎控除】

贈与税の基礎控除の金額は、60万円です。

【税率】

贈与される金額が大きくなるほど税率も大きくなります。最低税率は10%、最高税率は70%になります。

【設例】

例えば宅地の評価が1,000万円だとすると贈与税は(1,000万円－60万円) × 40%－140万円＝283万円となります。

払える税金に合わせて、土地の一部を贈与されてもよいでしょう。

